

2024 年度（令和 6 年度）公益社団法人肝属郡医師会事業報告

1 はじめに

今日の社会経済情勢は、政府が公表した令和 6 年度の経済動向によると、景気は緩やかに回復を続けているとしているが、物価高騰や人件費の上昇により医療機関は経営悪化し、地域医療の持続に多大な影響を及ぼすなど、地域の医療機関の経営環境は厳しい状況となっている。

また、医療を取り巻く社会環境においても、急速に進展する人口減少や超高齢化社会の到来などにより、地域医療の持続が危惧されている中で、特に地域においては、医師不足、医師の診療科・地域偏在、看護師不足等の課題は山積しており、当医師会管内の医療機関の運営は厳しい状況にある。

当医師会管内の垂水地区・南隅地区の各医療機関の運営においても、医療の担い手不足や物価上昇による材料費等の高騰による経営圧迫など、これまで以上に経営環境は厳しい状況にある。

当医師会においても、会員は平成 25 年度の新公益法人移行時の 38 名（A 会員 15 名、B 会員 23 名）が、令和 6 年度末には 30 名（A 会員 11 名、B 会員 18 名、C 会員 1 名）と A 会員が年々閉院退会し、会員全体で 8 名減少してきており、医師会の存続を含め、当医師会管内の地域医療の確保及び各医療機関の経営環境は厳しい状況にある。

こうした状況の中で、2024 年度（令和 6 年度）は、南隅地区の肝属郡医師会立病院の再整備については、令和 4 年度までに行政（錦江町、南大隅町）との協議を経て、行政の策定した肝属郡医師会立病院再整備基本計画（病床規模は 132 床で整備し、今後の人口減少等を勘案しながら段階的に規模縮小して対応する）について、当医師会の令和 3 年度の臨時総会において、再整備事業は当医師会が実施主体として事業を進めることで承認されたことから、令和 4 年度は、当医師会において、この基本計画に基づき令和 5 年 3 月末に肝属郡医師会立病院再整備基本設計を策定した。

令和 5 年度には、この基本設計について、錦江町及び南大隅町の 2 町の行政の議会承認等を経て、肝属郡医師会立病院再整備事業実施設計を、令和 6 年 3 月に策定したところである。

令和 6 年度は、この実施設計について、錦江町及び南大隅町の 2 町の行政の議会承認等を経て、この実施設計を基に新病院の建築工事等の公告・指名競争入札を実施したが、今般の資材等の価格高騰により入札不調となったことから、行政と協議を進め、事業内容を精査して、再度の公告・入札を実施し、再整備建築工事の落札業者が確定し、工事請負契約を行い、令和 7 年 3 月に再整備事業建築工事を着工したところである。今後は令和 9 年 3 月の完成に向けて再整備事業が進められる予定である。

また、垂水地区・南隅地区においては、前年度に引き続き行政の委託を受け、垂水中央病院・肝属郡医師会立病院において在宅医療・介護連携推進事業に取り組み、地域における医療・介護関係者との在宅医療の連携・推進を図ったところである。

当医師会は、公益法人制度改革により平成 25 年 4 月 1 日から特例民法法人としての社団法人から公益社団法人へ移行して 12 年を経過し、令和 6 年度は、当医師会が運営する 8 事業（病院運営事業 2、老健運営事業 2、居宅運営事業 2、訪問看護 ST 事業、医師会運営事業）において、公益目的事業の充実と、その他・収益事業（患者外（職員）給食運営事業、保育所運営事業、室料差額料等）の収支改善を図り、法人税の非課税組織として適正な法人・施設運営に努め、公益法人としての基盤の確立を図ったところである。

今般、内閣府において公益法人制度の見直しが行われ、令和 7 年 4 月 1 日から施行される公益法人認定法の一部改正により、新たに外部理事の導入等が規定され、また、公益法人会計基準も改訂され、令和 7 年度から新たな公益法人会計制度が導入されるが、3 年間の経過措置が設けられたので、令和 7 年度から、公益法人認定基準に適した適正な施設運営に努め、新公益法人制度の確立に向けて取り組む必要がある。

今日の医療をとりまく環境は、あらゆる分野において難問・難題が山積しており、当医師会としても諸問題の解決のため、役員・会員が一致結束して連携を図り、共通認識を持って、医師会事業、各病院・施設の健全な事業運営を図ると共に、医師会活動に積極的に参画して地域の医療の確保を図っていく必要がある。

2 公益法人の運営

当医師会の令和 6 年度の運営は前年度に引き続き公益法人制度に適した関係規程等の整備を行い、公益法人会計基準に基づく会計処理、事務手続き等について管理者等決裁や証拠書類の整備など充実を図り、公益法人としての適正な法人・施設運営に努め、その基盤の確立を図ったところである。

当医師会が実施している病院・施設における患者外（職員等）給食運営事業、保育所運営事業及び病院・施設の室料差額料は、公益法人会計においては、その他・収益事業に位置づけられ、その他・収益事業会計の利益の 50%以上を公益目的事業に繰り入れ、公益目的事業の充実を図ることされている。当医師会においては職員給食・保育所運営事業の黒字化は厳しい状況にあるが、病院・施設の室料差額料等の収益の確保に努めた結果、令和 6 年度決算では、その他・収益事業を実施する全事業所において黒字化を達成し、その利益額の 50%を公益目的事業に繰り入れ

たところである。

今後とも、その他・収益事業の更なる収支改善を図り、公益目的事業への繰入により、経営の安定化を図ることとしている。会員、病院長、施設長、職員等においては、法人税の非課税組織としての公益目的事業を実施する公益法人の運営について、更なる理解と協力をお願いしたい。

3 会員の動向

会員の動向については、令和5年度は、年度当初は31名（A会員12名、B会員18名、C会員1名）でスタートしたが、年度途中で、A会員の笠毛医師が閉院・退会し、令和6年度末現在では30名（A会員11名、B会員18名、C会員1名）となった。退会された笠毛会員の長年の地域医療等の貢献に対し、感謝の意を表することとしたい。

また、令和7年度当初では30名（A会員11名、B会員18名、C会員1名）となった。

4 医師会活動

理事会は令和6年度は毎月定例会議を12回開催した。会議では、肝属郡医師会立病院の再整備関係議案等の審議、肝属郡医師会立病院の再整備事業業務委託・建築工事等契約議案、予算・事業計画案、決算・事業報告案、各施設の運営や規程整備などをはじめ地域における医師会活動などの協議を行った。

総会は、令和6年4月22日に第1回臨時総会を開催し、鹿児島県医師会代議員及び同予備代議員の選任選挙を実施した。また、肝属郡医師会立病院再整備事業関係業務委託事業の契約議案について審議を行い承認された。この他令和6年度事業計画及び当初予算の審議を行った。

また、第2回臨時総会を令和7年1月31日に開催し、肝属郡医師会立病院の再整備事業建築工事請負契約等議案について審議を行い、承認された。

令和6年5月31日に定例総会を開催し、令和5年度決算案及び肝属郡医師会立病院の再整備建設用地造成工事等の入札参加資格要件等の議案について審議を行い、承認された。また、令和5年度事業報告の審議を行った後、肝属郡医師会の役員改選による役員選挙を実施し、新会長に福本伸久新会長を選任し、他の役員（理事・監事）は再任となった。

特定健診・保健指導事業については、会員の理解と協力を得て円滑に実施された。

生涯教育の推進については、4医師会持ち回りで学術講演会が定期的で開催され、令和6年度は19回開催され当医師会会員も多数参加した。その他、県医師会等が主催する会議・研修会等をテレビ会議で垂水中央病院に令和7年3月中旬まで12回中継し、医療安全講習会、糖尿病予防化研修会、産業医研修会等を開催するなど医療従事者の質の向上を図った。

地域の医療保健福祉に関する医師会活動としては、地域住民健診や在宅当番医、介護保険認定審査会委員並びに各種委員会への活動参加、総合防災訓練における救急救護訓練・救急講演会など、地域住民の間に浸透する医師会活動等を行なった。

また、垂水地区では、毎月1回垂水医師班例会を開催することにしているが、令和6年度は8月、10月、11月は協議事項等の提案がなく中止したことから9回開催し、医師班例会の後に垂水市立医療センター運営委員会を開催し、行政との特定健診等の委託契約案、病院・施設運営について協議を行った。南隅地区においても、定期的に運営委員会を開催しているが、令和6年度は令和6年7月及び令和7年2月の2回開催し、医師会立病院再整備事業の進捗状況の報告の他、病院・施設運営等について協議を行い、会員が情報を共有して地域医療の円滑な推進を図ったところである。

郡医師会においては、地域の医療の確保を図るため、郡医師会が経営する各病院・施設において、会員の連携強化を図り、院長、施設長をはじめ各病院・施設の職員が健全経営を目指して努力され、一定の成果が上がっているところであり、会員の先生方を初め各病院・施設の職員の労苦に対し感謝する次第である。

5 公益社団法人肝属郡医師会運営事業の令和6年度決算概要

肝属郡医師会は、公益法人として公益法人会計基準に基づく会計処理により決算整理を行った。医師会運営事業の令和6年度の決算概要は次の通り

(1) 医師会事務局運営事業

(1 一般正味財産増減の部)

① 経常収益 26,983,094 円

(公益目的事業会計 17,016,769 円、その他・収益事業等会計 344,845 円、法人会計(管理費)9,621,480 円)

事業収入は、会費、補助金(救急輸番制補助金・在宅当番補助金)、受託金、各施設からの負担金が主な収入であるが、特に医師会が錦江町・南大隅町から委託を受けて実施する特定健診の保健予防活動受託金は 12,369,769

円を収益で受け入れた。

② 経常費用 27,678,387 円

(公益目的事業会計 17,008,420 円、その他・収益事業等会計 341,532 円、法人会計(管理費)10,355,435 円)

事業に要する費用は、総会・理事会経費、事務局職員人件費、在宅当番・救急輪番制の医師の報酬、特定健診の検査委託費、医師会報印刷費、救急医療訓練事業費等の経費を支出した。

③ 当期経常増減額 ▲695,293 円

(公益目的事業会計 8,349 円、その他・収益事業等会計 30,313 円、法人会計(管理費)▲733,955 円)

④ 公益目的事業の収支相償及び公益目的事業比率

医師会運営事業の公益法人の認定要件となっている公益目的事業の収支相償については、経常収益 17,016,769 円、経常費用 17,008,420 円で当期経常増減額 8,349 円の黒字決算で、当期に発生した経常外収支はなく、その他・収益事業等会計から繰り入れた他会計振替額 15,105 円を合算した当期一般正味財産増減額は 23,454 円の黒字決算となったことから、収支相償の要件は達成できなかった。黒字額については、次年度の運営費にすることとしている。

また、公益目的事業比率については、公益目的事業会計の事業費 (17,008,420 円) が医師会運営事業費合計 (27,678,387 円) の 61.5%となっており、認定基準の 50%以上を達成している。

その他・収益事業は、会員へのカルテ販売等について、事業経常収益 344,845 円、経常費用 314,532 円で当期経常増減額 30,313 円の黒字決算となったが、黒字額については公益法人会計基準に基づき利益額の 50%(15,105 円)を公益目的事業に繰り入れ、次年度の医師会事務局運営経費に充当する計画である。

(II 指定正味財産増減の部)

指定正味財産増減の部は、令和 4 年 4 月 1 日に施設負担金で整備・更新稼働した公益法人会計システム資産の令和 6 年度に発生した減価償却費相当額 1,449,000 円を、公益法人会計基準に基づき一般正味財産へ振り替え計上した。

(2) 医師会運営事業全体 (病院 2、老健 2、居宅 2、訪問看護 ST 1、事務局：計 8 事業)

(i 医師会事務局運営事業、ii 垂水市立医療センター垂水中央病院運営事業、iii 介護老人保健施設コスモス苑運営事業、iv 居宅介護支援事業所コスモス苑、v 肝属郡医師会立病院運営事業、vi 介護老人保健施設みなみかぜ運営事業、vii 居宅介護支援事業所みなみかぜ運営事業、viii 肝属郡医師会立訪問看護ステーション運営事業)

(1 一般正味財産増減の部)

① 経常収益 5,504,276,785 円

(公益目的事業会計 5,442,513,364 円、その他・収益事業等会計 52,141,941 円、法人会計(管理費)9,621,480 円)

主な事業収入として、各病院・施設の診療報酬・介護報酬収入、垂水市交付金・受託金収入、補助金等を収入で受け入れた。

なお、これまで指定正味財産に計上した各種補助金からの支出額は、公益法人会計基準に基づき、受取補助金振替額で計上した。

② 経常費用 5,486,629,715 円

(公益目的事業会計 5,442,832,303 円、その他・収益事業等会計 29,421,906 円、法人会計(管理費)14,375,506 円)

主な事業に要する経費として、各病院・施設の人件費、材料費、業務委託料、運営経費等を費用で支出した。

また、訪問看護ステーション・病院・施設において、補助金により購入した指定正味財産の令和 6 年度に発生した減価償却費 (27,760,589 円) については、公益法人会計基準に基づき、一般正味財産へ振替計上した。

③ 当期経常増減額 17,647,070 円

(公益目的事業会計▲318,939 円、その他・収益事業等会計 22,720,035 円、法人会計(管理費)▲4,754,026 円)

④ 公益目的事業の収支相償及び公益目的事業比率

医師会が実施する 8 事業全体の運営における公益法人の認定要件となっている公益目的事業の収支相償については、医師会全体の公益目的事業の経常収益 5,442,513,364 円、経常費用 5,442,832,303 円で当期経常増減額が▲318,939 円の赤字決算となったが、当期に発生した経常外増減額 (▲9,644,924 円) とその他・収益事業等会計の他会計振替額 (11,321,372 円) を繰り入れ、当期一般正味財産増減額は 1,357,509 円の黒字決算で、収支相償の要件は達成できなかった。

医師会全体としては黒字額を計上したが、黒字を計上した病院・施設においては次年度の運営費に充当し解消することになっている。今年度赤字決算となった施設等においては、前年度までの剰余金で補填するが、業務改善を図り、収支均衡のとれた施設運営を図ることとする。

なお、経常外収支における過年度修正益・修正損のうち、各科目の189,432千円は令和4年度及び5年度の肝属郡医師会立病院再整備事業関係基本・実施設計等の業務委託契約額の建設仮勘定への計上漏れによるものである。

また、公益目的事業比率については、公益目的事業の事業費(5,442,832,303円)が医師会運営事業費合計(5,486,629,715円)の99.2%となっており、認定基準の50%以上を達成している。

その他・収益事業については、保育所運営事業、患者外(職員)給食事業、室料差額料、会員へのカルテ販売事業等が主な事業で、経常収益52,141,941円、経常費用29,421,906円で当期経常増減額が22,720,035円で黒字を計上し、また、当期に発生した経常外収支はなく、当期の利益額は22,720,035円の黒字決算となったので、公益法人会計基準に基づき利益額の50%(13,521,372円)を公益目的事業会計に繰り入れた。

また、法人会計(管理費)については、収益の財源がなく公益法人移行当初から赤字運営となっていることから、平成30年度から公益法人会計基準に基づき、その他・収益事業等会計から公益目的事業会計への振替後の残額から当年度の赤字額の範囲内で振り替えることとし、令和6年度は、医師会全体で2,200,000円を法人会計(管理費)へ繰り入れた。

その他・収益事業会計においては、当期経常増減額が前年度より医師会全体で約5,701千円の増額となった。これにより、その他・収益事業から公益目的事業への繰入額も前年度より約2,849千円の増額となった。

(II 指定正味財産増減の部)

指定正味財産増減の部は、令和6年度に公益法人会計基準に基づき肝属郡医師会立病院再整備事業関係補助金及び各病院・施設で受け入れた補助金の受取補助金2,538,455,000円と、令和6年度にこれまでの各種補助金の指定正味財産から支出した一般正味財産への振替額は27,760,589円で、当期指定正味財産増減額は2,510,694,411円となった。

受取補助金のうち2,406,700,000円は肝属郡医師会立病院再整備建築工事請負契約着手金等を建設仮勘定に計上している。

(3) 医師会運営の事務局・各病院・施設の令和6年度決算の各事業の一般正味財産の部の当期経常増減額及び各事業合算の他会計振替後の当期一般正味財産増減額は、以下の通り。

肝属郡医師会(事務局)運営事業の当期経常増減額は、公益目的事業会計で8,349円、その他・収益事業等会計で30,313円、法人会計(管理費)で▲733,955円、計▲695,293円の赤字決算で、当期に発生した経常外増減額はなく、当期一般正味財産増減額は▲695,293円の赤字決算となった。

なお、この赤字額については、公益法人移行前の一般正味財産を取り崩し充当することとし、今後は、収支改善を図り収支均衡のとれた施設運営に努めることとしている。

肝属郡医師会立病院の当期経常増減額は、公益目的事業会計で2,449,155円、その他・収益事業等会計で8,641,548円、法人会計(管理費)で▲806,988円、計10,283,715円の黒字決算で、当期に発生した経常外増減額(▲9,300,439円)を合算した当期一般正味財産増減額は983,276円の黒字決算となった。

なお、黒字額については、次年度の運営費に充当し、収支均衡を図ることとしている。

経常外収支における過年度修正益・修正損のうち、各科目の189,432千円は令和4年度及び5年度の肝属郡医師会立病院再整備事業関係基本・実施設計等の業務委託契約額の建設仮勘定への計上漏れによるものである。

垂水中央病院は指定管理施設であり、当期経常増減額は、公益目的事業会計で▲8,346,548円、その他・収益事業等会計10,403,912円、法人会計(管理費)で▲2,057,364円、計0円決算で、当期に発生した経常外増減額(▲318,860円)を合算した当期一般正味財産増減額は▲318,860円の赤字決算となった。

なお、この赤字額について、垂水市からの指定管理施設の交付金予算による対応できなかったことから、今年度の赤字額は公益法人移行前の一般正味財産を取り崩し充当することとし、今後は、収支改善を図り収支均衡のとれた施設運営に努めることとしている。

老健みなみかぜの当期経常増減額は、公益目的事業会計で13,157,269円、その他・収益事業等会計で212,252円、法人会計(管理費)で▲134,094円、計13,235,427円で、当期に発生した経常外増減額(▲28,316円)を合算した当期一般正味財産増減額は13,207,111円の黒字決算となった。

なお、黒字額については、次年度の運営費に充当し、収支均衡を図ることとしている。

老健コスモス苑は指定管理施設であり、当期経常増減額は、公益目的事業会計で▲2,488,533 円、その他・収益事業等会計で 3,432,010 円、法人会計（管理費）で▲943,477 円、計 ±0 円で、当期に発生した経常外増減額はなく、当期一般正味財産増減額は±0 円決算となった。

指定居宅みなみかぜの当期経常増減額は、公益目的事業会計で▲3,905,450 円、その他・収益事業等会計はなく、法人会計（管理費）で▲4,521 円、計▲3,909,971 円の赤字決算で、当期に発生した経常外増減額はなく、当期一般正味財産増減額は▲3,909,971 円の赤字決算となった。

なお、この赤字額については、肝属郡医師会立病院及び老健みなみかぜからの借入金から充当することとしているが、今後は、収支改善を図り収支均衡のとれた施設運営に努めることとしている。

指定居宅コスモス苑の当期経常増減額は、公益目的事業会計で▲451,739 円、その他・収益事業等会計はなし、法人会計（管理費）で▲6,792 円、計▲458,531 円の赤字決算で、当期に発生した経常外増減額はなく、当期一般正味財産増減額は▲458,531 円の赤字決算となった。

なお、この赤字額については、公益法人移行前の一般正味財産を取り崩し充当することとし、今後は、収支改善を図り収支均衡のとれた施設運営に努めることとしている。

訪問看護ステーション運営事業の当期経常増減額は、公益目的事業会計で▲741,442 円、その他・収益事業等会計はなし、法人会計（管理費）で▲66,835 円、計▲808,277 円の赤字決算で、当期に発生した経常外増減額（2,691 円）を合算した、当期一般正味財産増減額は▲805,586 円の赤字決算となった。

なお、この赤字額については、これまでの剰余金を取り崩し充当することとし、今後は、収支改善を図り収支均衡のとれた施設運営に努めることとしている。

肝属郡医師会運営事業（8 事業）全体の当期経常増減額では、公益目的事業会計で▲318,939 円、その他・収益事業等会計で 22,720,035 円、法人会計（管理費）で▲4,754,026 円、計 17,647,070 円の黒字決算で、当期に発生した経常外増減額（▲9,644,924 円）を合算した当期一般正味財産増減額では 8,002,146 円の黒字決算となった。

なお、経常外収支における過年度修正益・修正損のうち、各科目の 189,432 千円は令和 4 年度及び 5 年度の肝属郡医師会立病院再整備事業関係基本・実施設計等の業務委託契約額の建設仮勘定への計上漏れによるものである。

医師会全体としては黒字額を計上したが、黒字を計上した病院・施設においては次年度の運営費に充当し、収支均衡を図ることとしている。

肝属郡医師会運営事業（8 事業）全体の資産・負債の状況は、以下のとおり

資産の部	流動資産（現金・預金、未収金等）	4,047,856,523 円
	固定資産（土地、建物、車両、ソフトウェア等）	3,481,045,914 円
	うち建設仮勘定	(2,406,705,610 円)
	資産合計	7,528,902,437 円
負債の部	流動負債（未払金、預り金、賞与引当金等）	638,478,644 円
	固定負債（退職給与引当金、拠出金預かり等）	1,334,430,520 円
	負債合計	1,972,909,164 円
正味財産の部	指定正味財産合計（受取補助金等）	3,024,180,235 円
	一般正味財産合計	2,531,813,038 円
	正味財産の部合計	5,555,993,273 円
負債・正味財産合計		7,528,902,437 円

6 終わりに

当医師会は、特例民法法人から新公益法人へ移行してから 12 年を経過し、法人税の非課税組織としての職員の意識改革を含め、新公益法人会計基準に基づく適正な会計処理の確立及び財務 3 基準、特に収支相償の達成に向けて取り組み、運営体制の充実を図り、着実に成果が上がってきているところである。

令和 7 年度からは、令和 7 年 4 月 1 日から施行される公益法人認定法の一部改正に伴う新たに外部理事の選任の他、新たに公益法人会計基準が改訂され、3 年間の経過措置が設けられてはいるが、令和 7 年度からは、公益法人会計基準に適した適正な会計処理への移行の確立に向けて取り組む必要がある。

また、当医師会が運営する各施設においても、院長・施設長、職員が一体となり、医師不足等の影響を受けながらも最大限の努力を尽くされ、経営の安定化に向けて取り組まれていることに、感謝の念に堪えない。

各会員は、これまで以上に相互間の連携を深め、医師会運営事業や医師会運営の各病院・施設が健全な運営ができるよう積極的な取り組みをお願いする。

今後とも、医師会職員は、地域住民にとっては地域の中核施設である医師会運営の病院・施設に勤務していることに使命感を持って、更なる運営体制の充実に向けて、今まで以上の経営の工夫と努力をお願いしたい。